

一般社団法人兵庫県トラック協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「この法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、貨物軽自動車運送事業を除く貨物自動車運送事業（以下「運送事業」という。）及び貨物自動車運送事業に係る貨物利用運送事業（以下「利用運送事業」という。）の適正な運営並びに公正な競争を確保することによって、事業の健全な発達を促進し、もって国民生活に不可欠な物資等の安定供給の確保及び地球環境の保全等の公共の福祉に寄与するとともに、事業の社会的、経済的地位の向上及び会員相互の協調を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 運送事業及び利用運送事業に関する指導、調査及び研究
- (2) 運送事業及び利用運送事業に関する統計の作成、資料の収集及びこれらの刊行
- (3) 運送事業及び利用運送事業に関する意見の公表及び国会、行政庁等への申出
- (4) 行政庁の行う貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号) その他法令の施行に関する措置に対する協力
- (5) 貨物自動車運送事業法に基づく地方貨物自動車運送適正化事業
- (6) 運送事業及び利用運送事業の社会的、経済的地位の向上に寄与する施策及び啓発、宣伝
- (7) 運送事業の近代化、合理化のための事業
- (8) 事業用資材及び運営資金の斡旋
- (9) 前各号に掲げた事業を行うため必要な研究、講演及び講習会等の開催
- (10) 運輸事業の振興の助成に関する法律第3条第1項の事業を定める政令（平成23年政令第300号）第8号に規定する全国団体に對する出捐
- (11) 会員相互の協調を図る施策
- (12) 業界の発展に功勞のあつたものの表彰及び関係庁への表彰手続等
- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する事業については、兵庫県において行うものとする。

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 普通会員

兵庫県内に本店、支店、又は営業所を有し、貨物自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。）を営む個人又は法人とする。ただし、令和7年度通常総会までに入会承認を受けている貨物利用運送事業者は会員とする。

(2) 特別会員

運送事業又は利用運送事業に関し学識経験を有する者で総会（第14条に規定する総会をいう。以下同じ。）において推薦された者

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより、申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し総会の日の一週間前までにその旨を通知し、かつ総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当する場合に至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 1年以上会費を滞納したとき。
- (2) 総会員の同意があったとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき、又は、会員である団体が解散したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金は返還しない。

(会員の登録)

第12条 この法人は、第6条の承認をしたとき及び第8条の届出を受理したとき並びに第9条若しくは第10条の規定により会員が資格を喪失したときは、それぞれ会員名簿に登録し、又は会員名簿から抹消し、かつ、その旨を当該者に通知しなければならない。

(会員資格)

第13条 会員の資格は、会員名簿に登録されたときに生じ、会員名簿から抹消されたときに喪失する。

第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長（第25条に規定する会長をいう。以下同じ。）が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第17条 会長は、総会の日々の2週間前までに、会員に対して、次の事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 書面表決による議決権の行使に関する事項
- (4) 議決権の代理行使に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する副会長（第25条に規定する副会長をいう。以下同じ。）がこれに当たる。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(権限)

第20条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(決議)

第21条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第22条 会員は、次の各号に該当する者に対し、議決権の行使を委任することができる。この場合において委任を受けた者は、委任状をこの法人に提出しなければならない。

- (1) この法人の会員
 - (2) この法人の会員たる個人又は法人の使用人その他の従業者
- 2 前項の規定により議決権の行使を委任した者は、総会の成立及び議決について、これを出席したものとみなす。
- 3 第1項の委任状の提出は、総会ごとに行うものとする。
- 4 第1項の規定により提出された委任状は、総会の日から3箇月間主たる事務所に備え置かなければならない。
- 5 会員は、この法人の業務時間内は、いつでも、委任状の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(書面による議決権の行使)

第23条 会員は、総会において、書面により議決権の行使を行うことができる。

- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。
- 3 第1項の規定により提出された書面は、総会の日から3箇月間主たる事務所に備え置かなければならない。
- 4 会員は、この法人の業務時間内は、いつでも、書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちからその総会において選任された2名以上は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第5章 役員

(種類及び定数)

第25条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 50名以上63名以内
 - (2) 監事 2名又は3名
- 2 理事のうち、25名以内を常任理事とする。常任理事のうち1名を会長、6名以内を副会長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の中から選任する。ただし、監事のうち1名を会員以外の者から選任することができる。

- 2 理事会は理事の中から常任理事を選定し、常任理事の中から会長、副会長、専務理事、常務理事を決議により選定する。

(役員の親族制限等)

第27条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事及びその親族並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 常任理事は、常任理事会を構成し、この定款で定めるところにより職務を執行する。
- 3 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長が示す特命事項について会長を補佐する。
- 5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統括する。
- 6 常務理事は、その担当業務につき、専務理事を補佐し、会務を執行する。
- 7 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第32条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(責任の一部免除)

第33条 この法人は法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは、法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

2 この法人は、前項の賠償責任について、外部理事又は外部監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、金10万円以上であらかじめ法人が定めた額と最低責任額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、外部理事又は外部監事と締結することができる。

第6章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第34条 この法人に顧問3名以内及び相談役7名以内を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、学識経験者のうちから会長が理事会の決議を経て、委嘱するものとする。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じて、意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問及び相談役の任期及び解任については、第30条第1項及び第31条の規定を準用する。この場合、これらの規定中「理事及び監事」とあるのは「顧問及び相談役」と読み替えるものとする。

第7章 理事会

(構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 常任理事、会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事又は監事から、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定により請求した日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が送られない場合は、その請求をした理事又は監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した副会長が理事会を招集する。
- 3 会長は理事会の5日前までに、理事及び監事に対して、理事会の日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、前条第2項の副会長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、第58条の決議を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項及び第58条の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第8章 常任理事会

(構成)

第42条 この法人に常任理事会を置く。

- 2 常任理事会はすべての常任理事をもって構成する。

(権限)

第43条 常任理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会及び理事会で決議した事項に関すること
- (2) 総会又は理事会の決議を要しない業務に関すること
- (3) この法人の業務運営案を策定し、理事会に提出すること

(種類、開催、招集、議長、決議及び議事録)

第44条 常任理事会の種類、開催、招集、議長、決議及び議事録については、第37条から第40条第1項及び第41条の規定を準用する。この場合、これらの規定中「理事会」とあるのは「常任理事会」と、「理事又は監事」とあるのは「常任理事」と読み替える。

第9章 委員会及び部会

(委員会、部会)

第45条 この法人に、委員会及び部会を置く。

(委員会の職務)

第46条 委員会は、会長の諮問に応じ、会長に建策し、及び理事会から付託された事項につきその実現に努力する。

(委員会の招集及び議長)

第47条 委員会は、委員長の要請により会長が招集する。委員会の議長は、委員長とする。

(委員会の種別その他)

第48条 委員会の種別、構成その他については、会長が別に定める。

2 委員会に小委員会を設けることができる。

(部会の職務)

第49条 部会は、事業種別ごとの固有の問題について、会長の諮問に応じ、会長に建策する。

(部会の招集、議長、種別その他)

第50条 部会の招集、議長、種別その他については、第47条及び第48条の規定を準用する。この場合、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替える。

第10章 財産及び会計

(財産の管理)

第51条 この法人の財産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の決議により別に定める財産管理規程による。

(事業計画及び収支予算)

第52条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第53条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置く。

4 第1項第3号の書類については、一般の閲覧に供するものとする。

(事業年度)

第54条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11章 定款の変更及び解散

(定款変更)

第55条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第56条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配禁止及び残余財産の帰属)

第57条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(保有株式等の議決権の行使)

第58条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、第40条第1項の規定にかかわらず、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 事務局

(設置等)

第60条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第14章 補則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、この法人運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

（設立登記の日 平成 26 年 4 月 1 日）

（令和 7 年 6 月 19 日 一部改正）